

日本獣医生命科学大学における公正な研究推進のための研究倫理教育実施指針

1. 目的

本学における構成員（教職員及び学生）が、誠実に学習・教育・研究活動を行い、人類の知的財産を守り、人類社会に貢献する責任ある研究を行うとともに、研究不正を防止するために、研究倫理教育の実施に際しての基本方針を定める。

2. 原則

本学における研究倫理教育は、次の原則に基づいて実施するものとする。

- (1) 教育の体系性：学部及び大学院教育を通じて学習・研究倫理が定着するよう体系的に行うこと。
- (2) キャリア・ステージの体系性：学部学生・大学院生・教員及び公的研究費に関わる職員等、役割とステージに対応して学習の機会を設けること。
- (3) 共通性と分野の特性への配慮：大学全体と部局との連携・協力により、学問全体を通じた共通性と研究分野の特性に対応した研究倫理教育を提供すること。
- (4) 多様な教材と効果的効率的な学習：各ステージでの修得課題を明確にするとともに、eラーニング、教科書等多様な教材と学習機会を提供し、効果的効率的な学習を保障すること。
- (5) 持続的な内容の改善：研究倫理に関する国際動向、最新の研究成果、具体的事例を大学として組織的に収集し、研究倫理教育に反映させること。
- (6) 学習履歴の証明：学習者の学習履歴を記録し、大学間の移動や系統的な学習が継続するように確認し、証明できるようにすること。
- (7) 定期的な履修：教職員においては、原則3年毎に研究倫理教育を受講すること。

3. 研究倫理教育

- (1) 本学における研究倫理教育の実施は、別表に定める「表1 研究倫理に関する学習参照基準」に基づいて行うこと。
- (2) 研究推進委員会は、「表1 研究倫理に関する学習参照基準」を策定し、実施すること。
なお、研究倫理に関する最新動向に従い、研究推進委員会が基準を見直すこと。
- (3) 他大学で研究倫理教育を受講してきた新任教員には、受講内容を確認した上で、必要に応じて「表1 研究倫理に関する学習参照基準」に沿った研修を行うこと。

附 則

1. この指針は、平成31年4月1日から施行する。
2. この改正は、令和6年4月1日から施行する。
なお、本指針の2.原則 第7項に定める「定期的な履修」については、改正後は原則3年ごとに実施するものとする。
3. 日本獣医生命科学大学における研究倫理教育の実施に関するガイドラインは、平成31年3月31日をもって廃止する。